

広島市監査公表第23号

平成15年7月23日

広島市監査委員	中岡隆志
同	野曾原悦子
同	谷川正徳
同	熊本憲三

包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項公表

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

記

- 1 対象部局（課） 社会局高齢福祉課
- 2 監査結果公表年月日 平成14年2月1日（広島市監査公表第1号）
- 3 包括外部監査人 中間 信一
- 4 監査結果に対する措置状況通知年月日 平成15年6月20日

5 監査の結果（指摘事項）及び措置内容

(1) 公有財産の管理状況（管理簿の記帳）

ア 監査の結果（指摘事項）

「公有財産（土地・建物）現在高調書」の内訳明細にあたる「土地台帳（筆）」と登記簿謄本の間で喜生園全54筆のうち1筆について所在番号の不一致が認められた。調査を依頼したところ、「土地台帳（筆）」への記帳誤りであったので、修正する必要がある。

イ 措置内容

平成14年12月3日付けで、記載誤りがあった「土地台帳（筆）」の内容を土地登記簿どおりに修正した。

(2) 重要物品の管理状況（無償貸付契約書）

ア 監査の結果（指摘事項）

ワゴン車のうち1台について、貸付先と取り交した「送迎用車両無償貸付契約書」及び「借受書」上に記載されたワゴン車の登録番号が実際貸し付けた車の登録番号

と違うので、契約書及び借受書を訂正する必要がある。

イ 措置内容

当該車両は使用に耐えられなくなっていたため、平成14年8月15日に廃車手続を行い、同日付けで変更契約を行い、契約書の貸付物品から当該車両を削除することとした。

(3) 住宅改造費補助（工事代金領収書の写し）

ア 監査の結果（指摘事項）

高齢者住宅改造費補助事業事務手順書において、補助金交付後に申請者の工事代金支払確認のために工事代金領収書（工事施工業者発行のもの）の写しを受理する事とされているが、領収書（写し）の入手洩れが1件あったので、今後は適正に処理されたい。

イ 措置内容

平成14年2月22日、各区健康長寿課に対し、このようなことがないように注意を促した。今後も引き続き機会を捉えて、注意を促す。

(4) 広島市在宅介護支援センター事業（平成12年度の年間事業計画（基幹型在宅介護支援センター））

ア 監査の結果（指摘事項）

広島市在宅介護支援センター事業実施要綱第8条において、支援センターと協議のうえ年間の事業計画を定めることとされている。平成12年度においては、基幹型在宅介護支援センター開設が平成12年11月と事業期間が5か月であったこともあり、年間計画案の提出・協議が行われておらず、事業計画が定められていない。

なお、平成13年度は年間計画案の提出・協議を実施し事業計画が定められており、改善されている。

イ 措置内容

平成13年度からは、広島市在宅介護支援センター事業実施要綱第8条の規定どおり、各在宅介護支援センターと協議のうえ、年間の事業計画を定めている。